

7. 入居が決まったら・・・入居手続等の注意

- 入居決定後、申込者および同居人が暴力団員であることが判明した場合は、入居資格を無効とし、入居決定を取り消します。
- 入居決定者は、その権利を他の人に譲る事はできません。
- 鍵渡し日（入居指定日）に、鍵を渡します。
鍵渡し日に次の書類を提出いただき、書類確認後、鍵をお渡しします。
(書類に不備があれば、鍵が渡せません)
 - ① 敷金（家賃の3か月分）を銀行に納付書にて払い込み、その領収書を持参してください。
 - ② 家賃の支払を口座振替でお願いします。口座振替申込書にて手続きし、3枚複写の2枚目の本人控え（金融機関の受付印要）を持参ください。ゆうちょ銀行以外の金融機関にて手続き願います。
 - ③ 誓約書^{せいやくしょ}を提出ください。緊急連絡先は、「県内に住所を有する方か、入居決定者の親族」にお願いします。
- 県営住宅への入居は、入居可能日から14日以内をお願いします。
- 有料駐車場を使用する場合は、管理センターに申し込んでください。駐車場の有無については、次ページ（16ページ）をご確認ください。
※すべての団地に駐車場を設置しているわけではありません。

8. 入居後の諸注意・・・県営住宅で生活するために

- 団地の住宅管理人（入居者の方）へ引越しの挨拶^{あいさつ}、団地の色々な決まりを聞いてください。
- 鍵を受取った方は、必ず住宅内を点検してください。（機能面^{きのうめん}を重点的に点検してください。）
住宅は、以前に人が居住していた住宅です。新築住宅ではありませんのでご了承ください。
- 電気・ガス・水道は、自分で開栓してください。
- 入居可能日から20日以内に、県営住宅に入居したことが確認できる住民票（世帯全員）と県営住宅入居状況報告書を提出していただきます。
- 入居後は自治会に加入し、住み良い団地づくりに努めてください。

県営住宅は、皆さんに使用していただくにあたり、いろいろな制限や注意しなければならない事項があります。

詳細については、入居説明会でお渡しする「入居者のしおり」をよくお読みください。

一人ひとりがお互いに協力し合い、住み良い団地にしていただくようお願いいたします。